

2025年度 第12回スノーボードデモンストレーター選考会 開催要項

【主催】 公益財団法人全日本スキー連盟

【主管】 公益財団法人全日本スキー連盟

【会期】 2025年3月2日（日）～3日（月）

【会場】 第22回全日本スノーボード技術選手権大会に準ずる。

【事業の目的】

「ナショナルスノーボードデモンストレーター選出基準及び要領」並びに「SAJ スノーボードデモンストレーター選出基準及び要領」の定めるところにより、人格、識見、技術等に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスノーボード界に貢献でき得るナショナルスノーボードデモンストレーターとSAJ スノーボードデモンストレーターを選考します。

【選考方法】

スノーボードデモンストレーター選考会の申込者の中から、本年度のスノーボード技術選およびスノーボードデモンストレーター選考会の成績により、4名以内をナショナルスノーボードデモンストレーターとして選考委員会で選考します。

また、ナショナルスノーボードデモンストレーター認定者を除き、男女合わせて12名以内をSAJ スノーボードデモンストレーターとして選考委員会で選考します。

選考委員は、SAJ 教育本部長が選任し、教育本部理事、教育本部スノーボード委員会、スノーボード・デモンストレータープロモートチームの中から選出され、構成されます。

【参加資格】

次の①～⑤をすべて満たす者。

- ① 2025年度の本連盟会員登録を行い、会員登録料の決済を完了している者
- ② 2025年度の全日本スノーボード技術選手権大会に出場できる者
- ③ 公認スノーボード指導員資格が申込時に有効な者
- ④ 各保険会社のスノーボード傷害保険に加入している者
- ⑤ 加盟団体長の推薦を得た者

※2025年度公認スノーボード指導員検定合格者の取扱いは、「スノーボードデモンストレーター選考会資格変更届」に明記のとおりとする。

【申込方法】

- (1) デモンストレーター選考会の申込みは「シクミネット」で受け付けます。
- (2) 参加者は、シクミネットマイページから、申込期間内2025年1月15日（水）～2月5日（水）に、スノーボードデモンストレーター選考会に申込みしてください。申込み後の変更はできません。
- (3) 2025年度スノーボード指導員検定会受検予定者は「SB指導員検定会受検予定」のチケットで申し込んでください。

- (4) 加盟団体は、申込内容に不備が無いか確認後、2月12日（水）までにシクミネットで承認してください。申込承認は加盟団体長の推薦とみなします。
- (5) SAJ本部は申込書類審査を行い、不備がなければ参加費支払いに関するメールを、2月14日（金）迄にシクミネットマイページに登録しているメールアドレスに送信します。不備があった場合は申込みが差し戻されます。
- (6) 参加者は、参加費支払いに関するメール受信後、参加費支払期限（2025年2月18日（火））までに 参加費をお支払いください。**2月18日（火）までに参加費のお支払いがない場合は、申込みが取り消されます。**参加費支払い後の返金はできません。
- (7) 参加料 15,000円

※認定された場合は下記の認定料が別途かかります。

- ・ナショナルスノーボードデモンストレーター認定料 20,000円
- ・SAJスノーボードデモンストレーター認定料 10,000円

【スノーボードデモンストレーター選考会資格変更届】

スノーボードデモンストレーター選考会申込後、2025年2月開催の公認スノーボード指導員検定会でスノーボード指導員に合格し、スノーボード準指導員からスノーボード指導員に資格が変更となった者は、以下のとおり資格変更届を現地で提出してください。

受付日時 全日本スノーボード技術選手権大会 開会式終了後

提出場所 全日本スノーボード技術選手権大会 開会式会場

提出書類 スノーボードデモンストレーター資格変更届
スノーボード指導員合格証のコピー1部

提出部数 1セット

【欠席連絡】

欠席の場合は、所属の加盟団体（都道府県スキー連盟）に、氏名、会員番号、イベント名、会場、チケット名を連絡してください。

加盟団体は、会員からの欠席連絡を受け、氏名、会員番号、イベント名、会場、チケット名を、SAJ事務局普及事業課にE-mailで連絡してください。

2025 スノーボードデモンストレーター選考会 実技及び理論の実施要領について

■実技種目について

第一種目：展開（スリッパーホールド～ホールドースリッパ）

第二種目：2級ショートターンデモンストレーション

第三種目：展開（ヒールtoヒールターン～トゥtoトゥターン）

第四種目：グランドアクション（平地でのボードコントロール）

※詳細は別紙①参照

実技の採点は、3名の審判がそれぞれ1種目100点満点で行い、3名の合計を得点とします。

デモンストレーター選考会で使用する用具に関して

- ・第一種目、第二種目に用いる用具は、技術選のマテリアルチェックを通過したものに限り、
- ・第三種目、第四種目に用いる用具については、技術選のマテリアルチェックを通過したものに、技術選にエントリーしたカテゴリーに属する用具に限らず、デモンストレーター選考会のマテリアルチェックを通過したボード/ブーツ1セットを用いることができる。

デモンストレーター選考会のマテリアルチェックについて

日時 2025年3月2日(日) 17:00 ~デモンストレーター選考会開会式終了後
場所 ハイランドロッジ特設会場

■理論の実施要領について

スノーボードデモンストレーター選考会における理論選考実施の目的は、スノーボードデモンストレーターとしての資質を的確に見極めることにあります。選考対象者を客観的に評価するためには、適切な評価項目について、適切な手段で評価する必要があります。

1 スノーボードデモンストレーターとしての資質、人材像について

ナショナルスノーボードデモンストレーター及びSAJスノーボードデモンストレーターは、人格、識見、技術共に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスキー・スノーボード界に貢献でき得る者とし、スノーボード技術の研究及び指導技術の普及、自らの資質向上に努め、広く一般スノーボーダーとの接点においてスノースポーツの普及に努めることができ、「多様化するニーズに臨機応変に対応できる能力を有する」人材とします。

2 理論は動画による1分間のプレゼンテーションとします。

題材： 「スノーボードカルチャーを創造するために」

日本スノーボード教程・スノーボードダイバーシティで目指す「スノーボードカルチャーの創造」について、デモンストレーター選考会参加者本人が、できることや取り組みを1分間の動画でプレゼンテーションしてください。

目的： プレゼンテーション能力と新スノーボード教程の理解度を測ること。

※詳細は別紙②参照

受付日時 技術選開会式後

提出場所 全日本スノーボード技術選手権大会開会式会場

なお、スノーボードデモンストレーター選考会は、技術選ポイント、選考会実技ポイント、

選考会理論ポイントの合計で評価し、それぞれのウェイトは次のとおりとします。

技術選ポイント : 40%

選考会実技ポイント : 50%

選考会理論ポイント : 10%

スノーボードデモンストレーター選考会の合計ポイント（技術選＋実技＋理論）で同点が出た場合は次のとおりとします。

- ① デモンストレーター選考会実技の合計点が高得点の者が上位
- ② ①が同点の場合は、デモンストレーター選考会実技第二種目「2級ショートターンデモンストレーション」が高得点の者が上位
- ③ ②も同点の場合は、デモンストレーター選考会実技第一種目「展開（スリッパ～ホールド～ホールドスリップ）」が高得点の者が上位
- ④ ③も同点の場合は、デモンストレーター選考会実技第三種目「展開（ヒール to ヒールターン～トゥ to トウターン）」が高得点の者が上位
- ⑤ ④も同点の場合は、デモンストレーター選考会理論が高得点の者が上位
- ⑥ ⑤も同点の場合は技術選の順位（技術選の競技規則で定めた順位決定方法による）が上の者が上位

■日程

*天候の状況により変更する場合があります。

◎ 3月2日（日）

17:00～ スノーボードデモンストレーター選考会開会式
マテリアルチェック
(ハイランドロッジ特設会場)

◎ 3月3日（月）

8:00～ リフト運行
9:00～ インспекション
9:45～ 選考会出場者点呼開始（実技スタート地点）
10:00～ 選考会開始
15:00(予定) 選考会閉会式・認定発表（屋外特設会場）
認定者手続き（鹿沢スノーエリア）

■ソーシャルメディアを用いての情報発信について

1. 掲載できる情報について

「参加者個人」が、ソーシャルメディアで発信できるのは、自分自身の本大会に関連し

た体験のみです。他の「参加者」へのインタビューや他の「参加者」に関する記述を掲載することはできません。また、「参加者」自身の本大会・チームや他の「参加者」のプライバシーを侵害したり、選考会のセキュリティ、開催および組織運営の情報漏洩につながる可能性のある機密や個人情報を開示することはできません。ソーシャルメディアで発信する内容は、いかなる場合でも、品位のあるものでなければなりません。

2. 静止画像、動画の使用について

「参加者」は、選考会の競技シーン、開閉会式を含まないことを条件に、ゴールゾーンや表彰式で自身が写った静止画像をソーシャルメディアに掲載することが出来ます。ただし、いかなる方法においても、静止画像を連続的に複製することによって、動画を模倣することは認められません。なお、写真に写りこんでいる他人の肖像の掲載については「参加者」の責任において、本人から同意を取り付けてください。